

令和3年7月版

# 多子世帯における 都立学校 授業料等支援事業

## 授業料等減額手続のお知らせ

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(年収目安910万円以上)で、収入に関わらず、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して授業料等(通信制受講料を含む。)を1/2に減額する制度です。

令和3年7月以降の  
授業料等が対象です。  
就学支援金を受給しない  
世帯が対象です。

所得制限により  
就学支援金の  
対象外の世帯※1  
かつ

扶養する23歳未満  
の子が3人以上  
いる世帯

は

授業料等が半額  
となります。

※1 「所得制限により就学支援金の対象外の世帯」とは、(令和3年度区市町村民税の課税標準額)×6%-(区市町村民税の調整控除の額)が30万4千2百円以上の世帯です。

### 1 支援対象となる世帯

次の要件を満たしている世帯

- ・保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯
- ・所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(年収目安910万円以上※1)

◇ 就学支援金が不申請でも申請可能ですが、必ず課税証明書等により、所得制限により就学支援金を受給できないことを確認してください。なお、判断に迷う場合は、就学支援金を申請するか、生徒がお通いの学校経営企画室へ相談してください。

また、後日、就学支援金の受給資格があることが確認できた場合でも、原則、就学支援金は、申請した日の属する月からの適用となりますので、ご注意ください。

◇ 在籍期間超過による理由のため、就学支援金の受給資格がない方は、対象となりません。

### 2 1/2減額となる授業料等

| 課程      | 全日制      | 定時制     | 定時制(単位制)     | 通信制        |
|---------|----------|---------|--------------|------------|
| 授業料(年額) | 118,800円 | 32,400円 | 1単位あたり1,740円 | 1単位あたり336円 |

授業料等を1/2に減額

|               |         |         |            |            |
|---------------|---------|---------|------------|------------|
| 1/2授業料等(年額)   | 59,400円 | 16,200円 | 1単位あたり870円 | 1単位あたり168円 |
| 1/2授業料等(月あたり) | 4,950円  | 1,350円  | 1単位あたり72円  | 1単位あたり14円  |

◇ 実際に負担する授業料等は、授業料等の減額申請時期や就学支援金受給有無を踏まえて決定します。

### 3 提出書類

- ① 授業料等減免申請書
- ② 扶養親族等状況届
- ③ 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

- ◇ 授業料等の減額は、申請した月から対象となります。なお、隨時で申請を受け付けています。
- ◇ 就学支援金を申請し、不認定となった場合は、審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に授業料等の減額申請をした場合、就学支援金の申請月から適用されます。
- ◇ 令和3年6月までに多子世帯として授業料等の減額を申請し、減額が決定されている場合は、書類の再提出は不要です。

### 4 対象確認フローチャート

申請対象の生徒は、在学期間の超過等により、就学支援金を受給できる期間(在学期間が休学期間等を除き全日制36月又は定期制・通信制48月以内)を超過していませんか?

超過していません

超過しています

制度対象外です。

就学支援金不認定通知書又は課税証明書等から、所得制限により就学支援金の受給資格がないことを確認していますか?

※ (令和3年度区市町村民税の課税標準額)×6%-(区市町村民税の調整控除の額)が30万4千2百円以上であると、就学支援金の受給資格がないものとなります。

はい

いいえ

就学支援金を申請いただくか、判断に迷う場合は、お通りの学校経営企画室へ相談してください。

扶養する23歳(令和3年4月1日現在の年齢)未満の子が3人以上いますか?

※ 健康保険証により扶養状況を確認します。健康保険証が国民健康保険の場合、併せて扶養親族等状況届(扶養申立書)により確認します。

はい

いいえ

制度対象外です。

授業料等の1/2減額対象です。

### 5 減額時期

| 年度<br>申請区分                   | 令和3年度             |    |    |    |  |    |     |     |     |    |    |    | 令和4年度             |    |    |  |
|------------------------------|-------------------|----|----|----|--|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------------|----|----|--|
|                              | 4月                | 5月 | 6月 | 7月 | 8月   | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月                | 5月 | 6月 |  |
| 6月までに<br>減額申請を<br>している<br>場合 | 減額対象期間(3月まで)      |    |    |    |  |    |     |     |     |    |    |    | 減額対象期間(4月~3月)     |    |    |  |
|                              | 減額申請              |    |    |    |  |    |     |     |     |    |    |    | 減額申請              |    |    |  |
|                              | 再度<br>減額申請<br>不要  |    |    |    | 7月以後に就学支援金が認定となった場合、<br>授業料が無償となるため、就学支援金認定<br>期間は、減額期間が消滅します。 |    |     |     |     |    |    |    |                   |    |    |  |
| 7月から<br>減額申請を<br>する<br>場合    | 就学支援金認定<br>(6月まで) |    |    |    | 減額対象期間(7月から3月まで)   |    |     |     |     |    |    |    | 減額対象期間(4月~3月)     |    |    |  |
|                              | 減額申請              |    |    |    | 申請   |    |     |     |     |    |    |    | 減額申請              |    |    |  |
|                              | 就学支援金<br>不申請又は不認定 |    |    |    | 就学支援金<br>不申請又は不認定  |    |     |     |     |    |    |    | 就学支援金<br>不申請又は不認定 |    |    |  |

※ 就学支援金が不認定の場合、通知を受け取ってから30日以内の申請により、就学支援金の申請時点まで遡って減額が適用されます。

### 6 提出期限・提出先等

提出期限／提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

提出先／問合せ先

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当  
☎ 03(5320)7862 (平日 9:00~17:45)